

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	07 情報	制定	Q42005	情報技術－人工知能－AIシステム インパクトアセスメント	Information technology－Artificial intelligence－AI system impact assessment	この規格は、人工知能(AI)マネジメントシステムの構築の際に必要なAIシステムのインパクトアセスメントについて規定したものである。AIシステムを利用する組織は、AIシステムに関するマネジメントシステムを構築することが重要であり、それに資するための規格として、ISO/IEC42001:2023を基にしたJIS Q 42001の制定が2025年度内に予定されている。JIS Q 42001はAIマネジメントシステムに関する要求事項について規定したものであり、AIシステムのインパクトアセスメントの重要性についても言及しているが、具体的な方法論にまでは触れていない。AIシステムに付随するリスクやインパクトを正しくアセスメントすることは、各組織のビジネスにおいてAIの利活用がますます増えている現状を考えると必要不可欠である。このため、国際規格において、AIシステムに対するインパクトアセスメントをどのように実施するか、さらには、組織が実施するAIシステムのリスク分析との関係についてどのように考えるべきかの指針を示すISO/IEC 42005(Information technology－Artificial intelligence－AI system impact assessment)が開発中(FDIS)である。こうしたことから、JIS Q 42001と併用することによって効果的なマネジメントシステムの構築を可能とするため、ISO/IEC 42005を基にしたJISを制定する必要がある。なお、インパクトアセスメントについてはBCP(事業継続計画)、PIA(プライバシーインパクトアセスメント)などが国内でも知られているが、AIシステムにはそのままの形では適用できないことから、新たにJISを制定し、広く活用できるようにする必要がある。	これまでは、組織はAIの導入に当たってマネジメントシステム構築に関して参照する規格としては、ISO/IEC 42001:2023(JIS Q 42001)として2025年度制定予定しかなかった。しかし、この規格の制定によって、今後はJIS Q 42001と併用することで、国内外とも整合がとれたAIに関するより効率的なマネジメントシステムが構築でき、品質の改善、生産性等の向上、相互理解の促進、互換性の確保などに寄与することで、組織のAIの開発、利活用ならびに制度設計などを推進することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・AIシステム・インパクト分析プロセスの開発と実装 ・AIシステム・インパクト分析の文書化	—	ISO/IEC FDIS 42005	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月
JSA	07 情報	制定	Q42006	情報技術－人工知能－AIマネジメントシステムの監査及び認証を提供する機関に対する要求事項	Information technology－Artificial intelligence－Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems	この規格は、JIS Q 42001(AIマネジメントシステム)に基づき構築されたマネジメントシステムを監査及び認証する機関に対する要求事項を規定したものである。ビジネスにおいてAIの利活用がますます増えている現状を考えると、組織はAIシステムに関するマネジメントシステムを構築することが重要であり、それに資するための規格としてISO/IEC 42001:2023を基にしたJIS Q 42001が2025年度内に制定される予定である。JIS Q 42001は組織に必要なとされる要求事項について規定したものであり、各組織は当該規格に従ってマネジメントシステムを構築すればよいことになる。しかし、構築したマネジメントシステムが当該規格の要求事項に適合し、組織にとって十分かつ有効であるのかなどについては、監査及び第三者による適合性評価(認証)が必要となる場合がある。一方、監査及び認証する機関に対しては、JIS Q42001への適合性を評価するための技術的能力を有し、公平性・公正性の観点から審査できることが求められるが、それら機関に対する要求事項を規定する規格として、ISO/IEC 42006(Information technology－Artificial intelligence－Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems)が開発中(FDIS)である。今後、各組織が構築したAIシステムに関するマネジメントシステムの十分性及び有効性を第三者が公平・公正に評価し、AIシステムの適正利用によるより良い社会の実現の一助となるには、国際規格との整合が図られた要求事項を満たす監査・認証機関が不可欠であり、そのためにはISO/IEC 42006を基にJISを制定し、活用できるようにする必要がある。	この規格の制定によって、国際的に共通な要求事項に適合する機関による監査及び認証が可能となり、組織が構築したマネジメントシステムがJIS Q 42001に適合していることに対する信頼性の高い評価が行われる。その結果、組織のAIの開発及び利活用並びに制度設計などが推進され、AIに係るビジネスが加速し、イノベーション創出が可能となることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原則 ・一般要求事項 ・組織構成に関する要求事項 ・資源に関する要求事項 ・情報に関する要求事項 ・プロセス要求事項 ・認証機関に関するマネジメントシステム要求事項 ・附属書A(審査時間) ・附属書B(認証証のひな形)	—	ISO/IEC FDIS 42006	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X0134-3	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェアアシュアランス—第3部:システムインテグリティレベル	Systems and software engineering — Systems and software assurance Part 3: System integrity levels	システム及びソフトウェアのアシュアランス活動とは、リスク対策及び品質保証の活動が適切になされていることを、利害関係者が議論し、確信を得る活動、及びその活動実現のための方法論を指すものである。アシュアランス活動は、システム・ソフトウェア・情報処理サービスの産業分野をはじめ、関係する情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラストラクチャーなどの様々な分野において、小規模の事業者や大規模組織に至るまで、取り組まれている。この活動をより明確にして実施する際には、基準となるインテグリティレベル(水準)を定義して設定する必要がある。基準となるインテグリティレベルが設定されていない場合は、過剰な保証活動によるコスト増、及び保証活動の不足によるリスクを招く。 システム及びソフトウェアのアシュアランスについては、ISO/IEC/IEEE 15026-1～4シリーズとして標準化されている。その中でインテグリティレベルに関しては、2011年にISO/IEC 15026-3として制定され、2015年の改正を経て、2023年にISO/IEC/IEEE 15026-3として制定されている。これまで、ISO/IEC/IEEE 15026シリーズについては、JIS X 0134規格群として順次規格化を進めているところであり、我が国においてもインテグリティレベルの普及を図るため、ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023と整合したJISの制定が必要である。	システム及びソフトウェアのアシュアランスで、標準として共通化されたインテグリティレベル(水準)の適用を可能にすることで、次のことが期待される。 ・広く様々な産業分野におけるアシュアランス活動に関する多くの組織やプロジェクト、取引で契約・連携・協業を円滑に行えるようになる。 ・それが、アシュアランスによるシステム及びソフトウェアのリスク削減及び品質の確保、並びにインテグリティレベルに合致したアシュアランス活動作業の最適化による生産性の向上を促進する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・インテグリティレベルの定義 ・インテグリティレベルの利用 ・システムインテグリティレベルの決定 ・システム要素へのインテグリティレベルの割り当て ・インテグリティレベル要求事項への合致 ・合意及び承認の権限保有者	JIS X 0134:1999	ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: システム及びソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月
JSA	07 情報	制定	X0164-6	情報技術 — ITアセットマネジメント—第6部:ハードウェア識別タグ	Information technology — IT asset management — Part 6: Hardware identification tag	ITアセットマネジメントシステム(ITAMS)の要求事項は、JIS X 0164-1で規格化されているが、ITアセットの特徴(JIS X 0164-1:2019 附属書Cを参照、特にハードウェアについては、設置場所/構成の頻繁な変更、デバイス数/ツール/管理形態の多さなど)にあった管理が必要である。ソフトウェアについては、ISO/IEC 19770-2:2015を基にJIS X 0164-2(ソフトウェア識別タグ)が2018年に制定されているが、ハードウェアに関して規格化されていなかった。そのため、ツール間の連携、項目の相互理解、意思疎通に円滑さに欠け、移行の難しさによるシステムの硬直化を招いていた。これを受け、ISO/IEC19770シリーズとして、ハードウェア識別タグのISO/IEC 19770-6が2024年に制定された。我が国においても国際規格と整合化した規格体系を確保する観点から、ISO/IEC 19770-6:2024を基にしたJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、情報収集の際の共通のフォーマットが提供されることになり、ツール間の連携及び移行の容易性が実現できる。このことは、システムの硬直化を防止することにもなり、システム利用者のより良い品質と省力化のための仕組みが構築されることから、ITAMSのライフサイクル全般での生産性の向上と業界全体での品質向上に寄与することが期待できる。また、ITAMSのツールを開発するベンダー/利用者が共通の情報構造でコミュニケーションすることで相互理解が促進され、互換性の確保に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義及び略語 ・適合性 ・相互運用 ・HWIDプロセスの実装 ・ハードウェアIDファイルのデータ仕様	—	ISO/IEC 19770-6:2024	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(ハードウェア識別データ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X0161	ソフトウェア技術—ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守	Software engineering — Software life cycle processes — Maintenance	この規格は、ソフトウェアライフサイクルプロセスにおける保守について規定する規格であり、ISO/IEC 14764:2006(以下、対応国際規格という。)を基に2008年に制定された。ソフトウェア保守は、大規模な事業体から中小規模の事業体や組織単位まで、あらゆる規模の組織で実施されるものである。システム・ソフトウェア・情報処理サービスに係る産業分野の中でのサプライチェーン内での保守活動が広がることによって、情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラストラクチャーなどの様々な分野のソフトウェアシステムが保守・維持され改善される状況が保たれている。これまで、国内ではソフトウェアライフサイクルプロセスにおける保守プロセスについては、この規格が利用されてきたが、制定から15年以上が経過し、社会で利用されるシステム・サービスはより高度に連携するようになり、複雑化し、その保守も困難になってきた。特に、「追加保守」と呼ばれる新たな保守活動の必要性が認識され、対応国際規格の2022年改訂で定義された。加えて、保守プロセスとして保守要件のレビュー及び保守の測定を追加するなど、近年のシステム・サービスの高度化に伴う記載の更新がなされた。このようなソフトウェア保守活動の国際的な最新動向に対応するため、この規格を改正して、更に広範囲での普及を図る必要がある。	今回の改正によって、多様化してきたソフトウェア主体のソフトウェアシステム及びアプリケーションソフトウェアで、強化され、「追加保守」の追加や保守プロセスの拡張、共通認識された保守プロセスを適用できるようになり、次のことが期待される。 <ul style="list-style-type: none"> •広い産業分野における保守活動に関する多くの組織及びプロジェクト、並びに取引におけるシステム及びサービスで、保守活動を相互に更に整合させて契約・連携・協業を行えるようになる。 •それが、ソフトウェアとその保守作業の品質及び生産性の向上を促進する。 	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> •用語及び定義ほかで、これまでの保守の分類種別に追加保守を追加し、ソフトウェア保守の動向を反映する。 •保守プロセスにおいて、保守要件のレビュー、保守の測定などを追加し、また、問題分析及び修正分析の内容を拡張する。 •ソフトウェア廃棄の内容を拡張する。 •保守戦略を詳細化した保守計画を追加する。 	—	ISO/IEC/IEEE 14764:2022	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: ソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月
JSA	07 情報	改正	X0164-5	情報技術 — ITアセットマネジメント—第5部:概要及び用語(現行名称:ITアセットマネジメント—第5部:概要及び用語)	Information technology — IT asset management — Part5:Overview and vocabulary	この規格は、ISO/IEC 19770シリーズのITアセットマネジメント(ITAM)規格群で使用されている用語及びITAMの業界で使用されている用語並びにITAMの概要について規定しており、ISO/IEC 19770-5:2015を基に作成したものである。ISO/IEC 19770-5が2015年に発行されて以降、ISO/IEC 19770シリーズにおいては、第1部(プロセスの要求事項)が2017年/2024年に改訂され、また、第4部(資源利用測定)が2017年に、第6部(ハードウェア識別タグ)が2024年に、第8部 (ISO/IEC 19770シリーズ規格との間の産業プラクティスのマッピングに関する指針)が2020年に、第11部(ITアセットマネジメントシステムの監査及び認証を提供する機関に対する要求事項)が2021年にそれぞれ制定されるなど、多くの規格が制定・改訂され、体系が更新されている。また、ISO/IEC 19770シリーズの対象とするITアセットもSAM (Software Asset Management) からITAM (IT Asset Management) に変更された。これらに対応し、最新の技術動向に即応したISO/IEC 19770-5の第3版が開発中であり、2025年8月までには国際規格として発行される予定である。このため、この規格についても、国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態に即したものとするため改正する必要がある。	この改正によって、ITAMの概要及び用語について国際規格との整合が図られ、また、我が国の市場の実態に即したものとなることから、日本語での解釈に共通の認識をもつことが可能となり、国内外の円滑なコミュニケーションに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> •用語及び定義において、ISO/IEC 19770シリーズとして新たに制定された規格及び改訂された規格の中で規定された用語を追加する。 •ITアセットマネジメント (ITAM) 及びソフトウェアアセットマネジメント (SAM) において、その違いを明確にする。 •ITAM規格群において、ISO/IEC 19770シリーズとして制定された規格及び改訂された規格の概要説明を追加する。 	—	ISO/IEC DIS 19770-5	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITアセットマネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X25040	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—品質評価の枠組み (現行名称:システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—評価プロセス)	Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality evaluation framework	現行JISは、ISO/IEC 25040(第1版)を基に制定され、ソフトウェア製品の品質を評価するためのプロセスの説明を提供し、このプロセスを適用するための要求事項について規定している。 しかしながら、対応国際規格であるISO/IEC 25040は、近年のICT業界及びその適用業界の技術面、環境面及び適用場面の大きな変化に対応するために、国際規格SQuaREファミリーの拡充が必要となり、2024年に改訂された。改訂版においては、対象範囲をソフトウェアからシステム及びICT製品・データ・ITサービスへと拡張する目的で、適用範囲の拡大及び関連する規格との整合性を確保するための見直しなどが行われた。 こうしたことから、この規格についても、国際規格との整合を図るとともに、我が国のICT業界の変化に対応できるようにするために改正が必要である。	顧客組織、開発及び提供組織、並びにコンシューマ製品の開発及び提供組織の間において、システム及びソフトウェアの品質評価を明確にして合意形成することは重要であり、この規格はそのような活動を効果的に行うためのよりどころとなるものである。 この改正規格によって、品質評価を行う技術者、供給者及び取得者にとって有用な情報の提供が可能となる。さらに、既に改正された関連するSQuaREファミリー規格との整合性が確保されることで、品質確保とともに、顧客組織と開発組織との間の生産・取引の合理化・効率化、及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。 また、DX化で加速するICT技術の進化や適用場面の拡大に対応したシステム及びソフトウェア製品品質の要件定義、測定、評価を可能とし、利用者の安全・安心に寄与することも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・タイトルは、品質評価のプロセス定義に加え、品質評価の概念、タスク、タイプなど内容の拡張のため、「品質評価プロセス」から「品質評価の枠組み」へ変更する。 ・適用範囲において、対象を、ソフトウェア製品から、システム、ICT製品、データ、ITサービスへと拡張する。 ・品質評価の概念において、品質評価の概念を明確化する。品質評価(製品品質に加えてデータ品質及びITサービス品質)とは何か、SQuaREモデルと測定量からどのように評価のアウトプットに結びつけるかに関わる、重要な概念やタスクの定義として与える。 ・品質評価プロセス参照モデルにおいて、評価対象を拡大して変更する。品質評価の種類を要求の適合性評価だけでなく次の4種類、特定用途への適合性、品質規格への適合性、要求事項への適合性確認、市場への適合性の品質評価、に拡張する。プロセスの記述方法を、ISO/IEC/IEEE 24774のプロセス記述仕様を遵守するように改める。品質評価の概念を用いてSQuaRE品質モデルを用いてどのように評価を行うかが明確になるように、具体的な評価プロセスに対する要求事項と推奨事項を詳細化する。 ・全体において、ライフサイクルプロセス及び要求エンジニアリングプロセスの他規格との整合性、及び他のSQuaRE規格の各部門(品質管理、モデル、測定、要求)との整合性を取る。	—	ISO/IEC 25040:2024	IDT	第2条の該当号: 7(電磁的記録の作成方法) 対象事項: システム及びソフトウェア	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月
JSA	07 情報	改正	X25062	システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—ユーザビリティ評価報告のための産業共通様式 (現行名称:システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—使用性の試験報告書のための工業共通様式)	Systems and software engineering — Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) — Common Industry Format (CIF) for reporting usability evaluations (Previous title: Software engineering—Software product Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE)—Common Industry Format (CIF) for usability test reports)	この規格は、JIS Z 8521(人間工学—人とシステムとのインタラクション—ユーザビリティの定義及び概念)で定義されたユーザビリティ(特定のユーザが特定の利用状況において、システム、製品又はサービスを利用する際に、効果、効率及び満足を伴って目標を達成する度合い)の試験から得られた測定量を報告するための、報告書の共通様式について規定したものである。 現行規格は、システム及びソフトウェア製品のユーザビリティを向上させるための評価報告書の書式を規定した文書であった。一方、人間中心設計のアクティビティの一つである「評価」に関しては、ISO/IEC 25066 “Evaluation report”が存在していたが、評価に関して共通項目があるということから、現行規格の対応国際規格であるISO/IEC 25062とISO/IEC 25066が統合され、新たにISO 25062として発行することになった。本規格は人間中心設計の書式のシリーズであるCIF(産業共通様式)の基本であり、すでにいくつかの領域で調達要件として使われている。そのため、対応国際規格が改訂されたことを受けて国際規格と整合するため、このJISを改正する必要がある。また、システム及びソフトウェアの品質及びユーザビリティ向上を実現させるためには、人間中心設計の規格(JIS Z 8530)及びプロセスアセスメントの詳細(JIS Z 8530-221(公示前))との整合を図るためにも早急に改正する必要がある。	JISを改正することで、我が国の製品のユーザビリティが国際規格に沿って開発されていることを担保できる。また、これにより、利用者がさらに使いやすい製品やシステム、サービスを享受できる社会となることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲に、従来のユーザビリティ評価に加えて、評価手法である検査、観察、及び調査を含める。 ・成果及びユーザビリティ評価の種類に、上記の追加事項の概要を示す。 ・評価報告書内の内容要素の記載に現行規格の内容が示されているが、時代の変化に合わせて詳細内容を改訂する。	—	ISO 25062:2025	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: システム及びソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本人間工学会のWG	2025年7月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	07 情報	廃止	X0134	システム及びソフトウェアに課せられたリスク抑制の完全性水準	Information technology - System and software integrity levels	この規格は、1998年に発行されたISO/IEC 15026 Information technology - System and software integrity levelsを基に国際一致規格として、1999年に制定したものである。その後、ISO/IEC 15026は改訂され、現在では、Systems and software assuranceの視点に基づいたISO/IEC/IEEE 15026シリーズとして拡充された。ISO/IEC 15026の規定内容は、主にはISO/IEC/IEEE 15026-3へと移行し、内容の見直しも行われている。我が国においては、これまでISO/IEC/IEEE 15026シリーズに整合した規格体系を構築するため、次のとおり、これらの各部のJIS化を進めている。 ISO/IEC/IEEE 15026-1:2019 Concept and vocabulary (JIS X 0134-1:2021) ISO/IEC/IEEE 15026-2:2022 Assurance case (JIS X 0134-2:2024) ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023 Integrity level (JIS X 0134-3:2026 予定) ISO/IEC/IEEE 15026-4:2021 Assurance in the life cycle (JIS X 0134-4:2024) 今回、2026年度にISO/IEC/IEEE 15026-3:2023を基に、JIS X 0134-3をJIS化することで、最新の国際規格体系に整合した規格群の構築が完了することから、同時にこの規格は廃止する。	ISO/IEC15026:1998	IDT	一般社団法人情報処理学会のWG	
JSA	07 情報	廃止	X6243	120 mm DVD-書換形ディスク (DVD-RAM)	120 mm DVD Rewritable Disk (DVD-RAM)	この規格は、120 mm DVD-書換形ディスクの互換性を可能にする機械的特性、物理的特性及び光学的特性を規定するとともに、情報交換を可能にする記録した信号の品質、データのフォーマット及び記録方法について規定したものである。この規格で規定している「120mmDVD書換形ディスクの物理規格」は「容量2.6GB/面の第一世代DVD-RAM」の製品に使用されていたが、2025年1月時点でこの規格に適合する「容量2.6GB/面の第一世代DVD-RAM」は市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	廃止	X6244	120 mm DVD-RAMディスク用ケース	Case for 120 mm DVD-RAM Disks	この規格は、120 mm DVD-RAMディスクに使用するためのケースの特性について規定したものである。この規格で規定している「120mmDVD-RAMディスクに使用するためのケースの特性」は、JIS X 6243で規定される「容量2.6GB/面の第一世代DVD-RAM」を収納するためのケースとして製品に使用されていたが、2025年1月時点でJIS X 6243に適合する「容量2.6GB/面の第一世代DVD-RAM」及びこの規格に適合するケースは市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	07 情報	廃止	X6261	130 mm追記形光ディスクカートリッジ	130 mm Optical disk cartridges, write once, for information interchange	この規格は、電子計算機、関連周辺端末機器などの機器及びシステム間での、情報交換に用いる130 mm追記形光ディスクカートリッジの構造・寸法、機械的特性、物理的特性、光学的特性及び記録フォーマットについて規定したものである。この規格で規定している「130mm追記形光ディスクのカートリッジ、物理仕様、論理仕様」は、「追記形MOディスク」として製品に使用されていたが、2025年1月時点でこの規格に適合する「MOディスク」は市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	廃止	X6270	情報交換用90 mm/2.3 GB光ディスクカートリッジ	Information technology - Data interchange on 90 mm optical disk cartridges - Capacity:2.3 Gbytes per cartridge	この規格は、カートリッジ当たり 2.3 ギガバイト(GB)の容量をもつ 90 mm の光ディスクカートリッジの特性を規定したものである。この規格で規定している「90mm/2.3GB光ディスクのカートリッジ、物理仕様、論理仕様」は、「R/W形MOディスク」として製品に使用されていたが、2025年1月時点でこの規格に適合する「MOディスク」は市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	07 情報	廃止	X6271	130 mm書換形光ディスクカートリッジ	130 mm Rewritable optical disk cartridges for information interchange	この規格は、電子計算機、関連周辺端末機器などの機器及びシステム間での、情報交換に用いる130 mm書換形光ディスクカートリッジの構造・寸法、機械的特性、物理的特性、光学的特性及び記録フォーマットについて規定したものである。この規格で規定している「130mm書換形光ディスクのカートリッジ、物理仕様、論理仕様」は、「書換形MOディスク」として製品に使用されていたが、2025年1月時点でこの規格に適合する「MOディスク」は市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	廃止	X6279	情報交換用90 mm/1.3GB光ディスクカートリッジ	Information technology - Data interchange on 90 mm optical disk cartridges - Capacity:1.3 Gbytes per cartridge	この規格は、カートリッジ当たり 1.3 ギガバイト(GB)の容量をもつ 90 mm の光ディスクカートリッジの特性を規定したものである。この規格で規定している「90mm/1.3GB光ディスクのカートリッジ、物理仕様、論理仕様」は、「R/W形MOディスク」として製品に使用されていたが、2025年1月時点でこの規格に適合する「MOディスク」は市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	07 情報	廃止	X6280	情報交換用130 mm/9.1GB光ディスクカートリッジ	Information technology - Data interchange on 130 mm magneto-optical disk cartridges - Capacity:9.1 Gbytes per cartridge	この規格は、熱磁気効果及び光磁気効果を使用した、カートリッジ当たり 9.1 ギガバイト(GB)の容量をもつ 130 mm 光ディスクカートリッジの機械的特性、物理的特性及び光学的特性について規定したものである。この規格で規定している「130mm/9.1GB光ディスクのカートリッジ、物理仕様、論理仕様」は、「R/W形及びWO形 MOディスク」として製品に使用されていたが、2025年1月時点でこの規格に適合する「MOディスク」は市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	廃止	X6291	90 mm/1.3GB光ディスクカートリッジ(相変化光記録)	Information technology - Data interchange on 90 mm overwritable and read only optical disk cartridges using phase change - Capacity:1.3 Gbytes per cartridge	この規格は、カートリッジ当たり1.3ギガバイトの容量をもつ相変化90 mm光ディスクカートリッジの特性を規定したものである。この規格で規定している「90 mm/1.3GB光ディスクカートリッジ(相変化光記録)のカートリッジ、物理仕様、論理仕様」は、「90mm相変化光記録ディスク」として製品に使用されていたが、2025年1月時点でこの規格に適合する「90mm相変化光記録ディスク」は市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	07 情報	廃止	X6292	120 mm/650 MB光ディスクカートリッジ(相変化光記録, PDフォーマット)	Information technology - Data interchange on 120 mm optical disk cartridges using phase change PD format - Capacity:650 Mbytes per cartridge	この規格は、相変化PDフォーマットの650メガバイトの記憶容量をもつ120 mm光ディスクカートリッジの特性を規定するものである。この規格で規定している「120 mm/650 MB光ディスクカートリッジ(相変化光記録, PDフォーマット)のカートリッジ、物理仕様、論理仕様」は、「120mmPDディスク」として製品に使用されていたが、2025年1月時点でこの規格に適合する「PDディスク」は市場に存在せず、また日本国内に製造販売を行う業者も存在しないことが確認されている。このような状況から、この規格は使用されなくなったため廃止する。		無	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	